

民事規則制定諮問委員会議事録

1 日時

令和元年9月4日（水）午後2時30分から午後5時00分

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者（敬称略，五十音順）

（委員）

今井和男，大段亨，金子修，小出邦夫，古賀政治，菰田優，高田裕成，高橋宏志，中田裕康，中村愼，村田齊志，門田友昌，山本和彦，吉村真幸

（幹事）

精松晴子，井草俊之，宇田川公輔，内野宗揮，大坪和敏，岡下直樹，垣内秀介，菊池恒夫，澤村智子，芝池俊輝，中島崇，成田晋司，平城文啓，布施敏幸，松居眞司，松下淳一，三木浩一，山本克己，渡邊達之輔

4 諮問事項

民事執行規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

5 配布資料

【資料1】 諮問事項（席上配布）

【資料2】 民事規則制定諮問委員会資料1（事前配布）

【資料 3】 民事規則制定諮問委員会資料 2（事前配布）

6 議事録

【門田委員】民事局長の門田でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。冒頭に委員長を選任についてお諮りしたく存じます。委員の皆様方には、既に本年5月に、書面決議によりまして高橋宏志委員を本委員会の委員長として御選任いただいたところではございますが、その後8月半ばに、高橋委員の委員としての任期が切れまして、再任の手続を執ったところでございます。委員長選任の決議の効力は、委員の任期が終わりますと失われるとも考えられますので、念のため改めてこの場で高橋委員を委員長として選任する決議をお願いしたく存じます。委員の方々、御異議ございませんでしょうか。

（異議なしとの声）

【門田委員】ありがとうございました。御異議がございませんでしたので、引き続き高橋委員に委員長をお願いしたいと存じます。それでは高橋委員長、よろしくお願い申し上げます。

【高橋委員長】東京大学名誉教授の高橋宏志でございます。引き続き委員長の大任を仰せつかりました。よろしくお願ひいたします。まず、審議に先立ちまして、本委員会で初めて顔を合わせられる方もいらっしゃるかと存じますので、恒例により自己紹介ということでお一人ずつ御所属とお名前を御紹介いただきたく存じます。今井委員から反時計回りでお願いいたします。なお、着席のままをお願いいたします。

（各自）自己紹介（省略）

【高橋委員長】どうもありがとうございました。なお、本日は、北川委員、衣斐幹事及び沖野幹事が御欠席とのこと。また、中村委員が遅参されると伺っております。最高裁判所民事規則制定諮問委員会細則4条の3分の1以上の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

さて、本委員会への諮問事項は、「民事執行規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ということではありますが、具体的な内容については、事務局が作成した要綱案にまとめられておりますので、これに基づいて御審議をお願いいたします。

それでは、まず、成田幹事から、配布資料及び議事録の取扱いについて説明してください。

【成田幹事】配布資料について御説明いたします。事前にお配りした資料も、本日席上配布しております。

まず、目録の1は、本委員会に対する諮問事項であり、その内容は、先ほど委員長から御紹介があったとおりです。目録の2は、事前にお配りした「民事規則制定諮問委員会資料1」であり、「民事執行規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則の改正に関する要綱案」でございます。

目録の3は、これも事前にお配りした「民事規則制定諮問委員会資料2」でございます。要綱案に補足説明を付したものでございます。

配布資料については以上となります。

続きまして、議事録の取扱いについて御説明いたします。本委員会の議事録については、これまでと同様、発言者名を明記して作成し、最高裁判所のウェブサイト等で公表することとしたいと考えております。以上です。

【高橋委員長】最後の、議事録の取扱いに関する成田幹事の説明について、御異議はございませんでしょうか。

(異議なしとの声)

【高橋委員長】御異議もないようですので、議事録については、発言者名

を明記し、かつ公表するという取扱いにいたします。

次に、今回の本委員会への諮問の趣旨について、門田委員から説明してください。

【門田委員】既に御承知のとおり、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律が本年5月17日に公布され、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになっております。

本改正法においては、民事執行制度をめぐる最近の情勢に鑑み、債務者の財産状況の調査に関する規定の整備、不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定の新設、国内の子の引渡しの強制執行及び国際的な子の返還の強制執行に関する規定の整備、差押禁止債権をめぐる規律その他の民事執行法の規定の見直しがされました。そこで、これらを運用するための具体的な手続等を規定する民事執行規則等を改正することが必要となっております。

最高裁判所は、最高裁判所規則を制定するに際し、最高裁判所規則制定諮問委員会に対して必要な事項を諮問することができることとなっております。本改正法を受けた民事執行規則や国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の改正につきましては、本改正法が、新たな制度を設けるものである上、規則の改正を検討すべき部分が多岐にわたることから、民事規則制定諮問委員会への諮問を経ることが相当であるとされたところでございます。

本委員会に対する諮問事項は、先ほど御紹介がありましたとおり、「民事執行規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正

する規則の制定について」ということですが、事務局におきましては、これまでに、関係機関との協議を重ねるとともに、委員・幹事の一部の方々にお集まりいただき、これまで2回にわたり小委員会を開催し、その結果を踏まえて本要綱案を作成しておりますので、本日は、この要綱案を基に御審議を願いたいと考えております。

【高橋委員長】 それでは、審議に入ります。審議は、補足説明が付された【資料3】の「民事規則制定諮問委員会資料2」を基に進めて参りますが、審議の都合上、まず、資料2の「第3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化」に関する論点、及び「第6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し」に関する論点についてまず審議し、その後、第1以降の論点について順次審議を進めて参りたいと考えております。では、第3の論点について、成田幹事から説明をお願いいたします。

【成田幹事】 資料2の17ページ以下の第3になりますが、子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化についての民事執行規則の規律の内容の御提案でございます。御承知のとおり、今般、民事執行法に子の引渡しの強制執行に関する規律が新設されますことから、これに対応して、民事執行規則についても子の引渡しの強制執行に関する規律を設けようとするものであります。

その内容は、基本的には現行のハーグ条約実施規則の内容を参考にしておりますが、改正民事執行法において、現行のハーグ条約実施法とは異なり、間接強制の必要的前置の規律ですとか、子と債務者のいわゆる同時存在の規律が採用されなかったことに対応して、必要な手直しをしております。

まず、18ページの本文1は、執行裁判所に対する子の引渡しの強制執行、すなわち間接強制あるいは直接的な強制執行の申立書の記載事項及び

添付書類に関する規律の提案でございます。子の引渡しの強制執行に特有の記載事項や添付書類があると考えられますことから、現行のハーグ条約実施規則 8 4 条を踏まえ、提案のような規律を設ける必要があると考えております。

具体的には、間接強制及び直接的な強制執行を求める場合の共通の記載事項として、当事者及び代理人の氏名住所等のほか、債務名義の表示、求める裁判、子の氏名を挙げております。

また、直接的な強制執行を求める場合の追加的な記載事項として、直接的な強制執行を求める理由及び子の住所を挙げております。子の住所は、執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為を行うに当たっては、子の所在が明らかになっている必要があることから、直接的な強制執行を求める段階から子の住所の記載を求めることとするものがございます。直接的な強制執行を求める理由を記載事項としたのは、改正民事執行法 1 7 4 条 2 項において、直接的な強制執行を求めることができるのは、①間接強制の決定が確定した日から 2 週間を経過したとき、②間接強制を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき、③子の急迫の危険を防止するために直ちに直接的な強制執行をする必要があるときの三つの場合に限られておりますことから、これらに当たる場合であることを記載してもらう必要があるためでございます。なお、その記載方法につきましては、(3)において、②又は③に該当することを理由として直接的な強制執行を求める場合には、執行裁判所が、直接的な強制執行の決定をするに際して、迅速で適切な審理を行えるようにするため、②又は③に該当する事実を具体的に記載しなければならないこととするものです。

添付書類については、間接強制及び直接的な強制執行を求める場合の共通の添付書類として、執行力のある債務名義の正本を挙げております。そ

して、間接強制の決定が確定した日から2週間を経過したとき等に該当することを理由として、直接的な強制執行を求めるときは、それを裏付ける資料として、間接強制の決定の謄本及び当該決定の確定についての証明書の添付を求めることとしております。

21ページの本文2になりますが、こちらは、執行裁判所により直接的な強制執行の決定が出された後、執行官に対して、債務者による子の監護を解くために必要な行為を求める場合の申立書の記載事項及び添付書類に関する規律の御提案でございます。なお、執行官が行う、債務者による子の監護を解くために必要な行為を、解放実施に対応するものとして「引渡実施」と定義しております。

引渡実施の申立書については、基本的には、現行のハーグ条約実施規則85条で求められている記載事項及び添付書類と同様にしております。異なりますのは、(1)のア、オ及びカ並びに(2)のウ及びエであります。現行のハーグ条約実施規則85条では、返還実施者の性別を記載することとされていますが、債権者自身にその性別を表示させることはセンシティブな問題をはらむ上、後の本文5(1)におきまして、債権者を識別することができる情報の提供を求めることができるとしており、これに加えて、性別を申告させる必要もないと考えられますことから、債権者の性別については記載事項としておりません。

また、改正民事執行法において、執行裁判所は、子が債務者以外の第三者の占有する場所において居住している場合において、債務者と当該第三者との関係、当該第三者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該第三者の同意に代わる許可をすることができることとされました。また、債権者が執行場所に出頭することができない場合であっても、その代理人が債権者に代わって執行場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識

及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該代理人が出頭した場合においても、引渡実施を行うことができる旨の決定をすることができることとされました。これらの許可や決定がある場合には、これらに関する事項を申立書に記載し、併せて決定書の謄本等の添付を求めるものです。

この代理人が出頭した場合においても、引渡実施を行うことができる旨の決定があるときの当該代理人を「出頭代理人」といいますが、出頭代理人のほかに、手続の委任を受けた代理人、典型的には弁護士ですが、この手続上の代理人が選任されている場合もあろうかと思われま。この場合の申立書の記載について、23ページの下から2行目、「なお」以下に少し説明を付してみたところ。改正民事執行法175条6項は、代理人のうち、特定の代理人について、裁判所の決定により出頭代理人として認めると考えていると解されることから、民事執行規則においても、申立書の記載として、まずは本文(1)アにより出頭代理人及び手続上の代理人のいずれかにかかわらず、代理人として、その全員の氏名及び住所を記載してもらい、その上で、出頭代理人については、本文(1)カにより、氏名のほか、識別のために生年月日を記載してもらおうということを想定しております。

25ページの本文3は先ほど述べました第三者の同意に代わる許可を求める場合につき、26ページの本文4は債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定を求める場合につき、それぞれ申立ての方式等に関する規律を提案するものです。

いずれの申立ても書面ですることとし、第三者の同意に代わる許可については、子の住居、その場所の占有者である第三者の氏名又は名称及び申立ての理由を、債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定につきましては、当該代理人となるべき者の氏名及

び住所並びに申立ての理由を、それぞれ記載事項としております。また、申立ての理由の記載に当たっては、申立てを理由付ける事実関係を具体的に記載してもらう必要がありますことから、同旨の規定である民事執行規則 27 条の 2 第 2 項を準用することを提案しております。これらの申立てについても、申立てを理由付ける事実を裏付ける証拠の提出が必要となることは言うまでもありません。

なお、本文 4 については、出頭代理人の氏名及び住所を記載することとしており、手続上の代理人の氏名及び住所は特に記載事項とはしていません。これは、本文 4 の申立書については、本文 1 の申立書が同時に又は既に執行裁判所に提出されていることが前提となる付随的な申立てであるので、作成名義人が手続上の代理人である場合には、民事執行規則 15 条の 2 が準用する民事訴訟規則 2 条により、その氏名の記載は必要となりますが、当事者の表示として改めて手続上の代理人の氏名や住所を記載する必要はないと思われまことから、これらの事項については特に記載事項とはしていません。

27 ページの本文 5 は、執行官が引渡実施等を行う際の債権者や本案の裁判所等の協力等に関する規律を提案するもので、現行のハーグ条約実施規則 87 条と同趣旨のものです。

もっとも、現行のハーグ条約実施規則 87 条では、協力の主体となる裁判所として第一審裁判所である家庭裁判所のみが規定されているところをございですが、子の引渡しに関しては、これが民事事件として争われる場合もあり得ると考えられますことから、特に家庭裁判所に限定する形とはなっておりません。また、本文(3)は、家庭裁判所調査官による調査が行われた場合の協力の態様の規律ですが、家庭裁判所調査官による調査が行われるのは、家庭裁判所に限らず、高等裁判所の手続でもあり得ますので、このような場合を想定して、第一審裁判所だけでなく、広く事件が係属し

た裁判所であれば執行官に協力することができるなどとしているところでございます。

29ページの本文6ですが、引渡実施が完了した場合の債務者等に対する通知についての規律を提案するものです。改正民事執行法においては、引渡実施に当たり、子と債務者の同時存在が要件とされていないことから、債務者が不在の場合でも引渡実施が行われることがあり得ることとなります。また、第三者の占有する場所で引渡実施を行う場合についても、当該第三者の同意に代わる許可が得られたときなど、必ずしも当該第三者が存在するときに引渡実施が行われるとは限らないこととなります。

このように、引渡実施が終了したことが、債務者や第三者には当然には分からないことがあるので、これらの者が不在の場合に引渡実施を行ったときに、これらの者が、子がいなくなったことについて混乱することがないようにするため、不動産の引渡し等の執行に関する民事執行規則154条を参考に、その旨をこれらの者に通知するという規律を提案するものでございます。もっとも、引渡実施が不能で終了した場合には、その旨を通知することにより、その後に行われることが想定される新たな引渡実施や人身保護の手續に悪影響を及ぼす可能性があります。それと比べると通知をする必要性は大きくないと考えられるため、不能で終了した場合を通知すべき場合から除くこととしております。

30ページの本文7は、引渡実施の不能事由の規律を提案するものでございます。現行のハーグ条約実施規則89条と同旨のものでございしますが、子と債務者のいわゆる同時存在が要件とされなくなりましたことから、(1)及び(2)については、債務者の文言を入れておりません。また、(3)につきましては、ハーグ条約実施規則89条においては、返還実施者とされておりませんが、改正民事執行法175条9項では、執行官の指示の対象者が債権者及びその代理人とされていることから、これらの者が執行官の指

示に従わないこと等の事情により、引渡実施が円滑に行うことができないときを不能事由としております。

31ページの本文8になりますが、引渡実施に係る調書の記載事項に関する規律を提案するものございまして、現行のハーグ条約実施規則90条と同旨のものです。以上です。

【高橋委員長】ただいまの説明について御質問・御意見等がございましたら承ります。特に項目は区切りませんので、第3全般について御質問・御意見をいただければと思います。

【垣内幹事】内容について、1点、確認させていただければと存じます。本日の資料の2で申しますと、29ページの「6 引渡実施の終了の通知」のところでございますけれど、本文2行目、「債務者（債務者の住居その他債務者が占有する場所以外の場所において引渡実施を行ったときは、債務者及び当該場所の占有者）」と書かれております。この記載の趣旨につきまして、質問させていただければと思います。具体的には、例えば債務者以外の第三者が占有する場所におきまして、同意に代わる許可を得て引渡実施を行ったけれども、完了に至らずに続行された、というような場合に、最終的には債務者の占有する場所で引渡実施がされ、そこで完了した場合には、引渡実施が終了したときということで、かつ債務者が占有する場所以外の場所で引渡実施を行った場合となりますので、引渡実施の終了の通知は、当該占有者及び債務者の両方にされることになる、と解しましたが、そのとおりでよろしいでしょうか。

【成田幹事】垣内幹事御指摘のような場合というのは、第三者の占有する場所には結果的に子が不在であったということだと思います。もともと当該場所が執行場所とされたからには、子が通常存在し得る場所であったはずであり、そうであるとすれば、第三者が不在時に子がいなくなって混乱するおそれがないとはいえず、また、本文6の二つ目の括弧書きでは「債

務者の住居その他債務者が占有する場所以外の場所において引渡実施を行ったときは債務者及び当該場所の占有者」としており、第三者の占有する場所において引渡実施が完了した場合に限定しておりません。そうすると、幹事御指摘のような場合には、債務者及び第三者に通知することになるのではないかとと思われます。

【中田委員】子の引渡しの強制執行の性質について、1点質問させていただきたいと存じます。資料2の18ページ、ゴシックの1(1)イの部分で、子の引渡しの強制執行を「直接的な強制執行」と呼んでおります。他方、37ページ第6の1の(1)などハーグ条約実施規則のところだと、「子の返還の代替執行」と呼んでおります。どうして国内の場合には「直接的な強制執行」と呼ぶのでしょうか。

併せて資料2の19ページの(3)の説明部分を拝見しますと、「直接的な強制執行を求めるときも、この方法は代替執行に類似したものである」という説明がございます。そうしますと、「直接的な強制執行」というのは直接強制なのか、代替執行なのか、それともそれ以外のものなのか、どのように考えたらよろしいのか、お教えいただきたいと存じます。

【成田幹事】改正民事執行法174条1項によれば、「子の引渡しの強制執行」は「執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法」と「間接強制の方法」のいずれかによることとされております。資料において、「執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法」を「直接的な強制執行」と表現しております。これは、法制審議会が採択した「民事執行法制の見直しに関する要綱」の記載に従ったものであります。法制審議会民事執行法部会においては、「直接的な強制執行」には直接強制及び代替執行が含まれるものと整理されていたと理解しており、具体的にどのような方法で直接的な強制執行を行うかという議論がされていたところがございます。

ハーグ条約実施法に基づく国際的な子の返還の強制執行においては、債務者の負う義務は、子を常居所地国に返還する義務で、「為す債務」と評価されますことから、ハーグ条約実施法134条1項により、民事執行法171条第1項の方法、つまり代替執行によるものとされていると認識しております。

他方、国内の子の引渡しについては、子を引き渡す義務が監護を離すということで「与える債務」なのか、債権者の支配下に持っていくことについて妨害しないということで「為す債務」なのかは議論があり得るところであり、法制審議会民事執行法部会では必ずしも明確にされず、改正民事執行法174条1項1号においても、ハーグ条約実施法とは異なり、民事執行法171条1項の方法とは明記されずに、「執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法」と規定されたと理解しております。このように、改正民事執行法は、直接的な強制執行が、直接強制なのか代替執行なのかは明確にしていないところがございますが、形式的には、執行裁判所の決定に基づき執行官が引渡しを実施するという代替執行と同様の仕組みを採用しておりますことから、「代替執行に類似したもの」という言葉を使わせていただいているところがございます。

【高橋委員長】理論的な整理は今後もまだ続くかもしれませんが、他にいかがでしょうか。

【今井委員】細かいことかもしれませんが、確認をさせていただきたいのですが、23ページの(5)について、代理人の点なのですが、弁護士からしますと代理人というと我々の仕事だとすぐ思ってしまうものなのですが、債権者が出頭できなかったときの引渡しの場面における代理人としては改正民事執行法175条6項にありまして、これは代理人資格が書いてあるわけではないのですが、代理人の知識、経験、それと子との関係によって、子の利益の保護のために相当と認めるときに、執行裁判所が決定を

するということろで、これを踏まえた改正民事執行規則で特に代理人の要件とか資格とかに触れていないので、仮にこれを弁護士がやろうとすると、弁護士だから代理人は当然に、ということではなく、この要件の中に合致するということろで判断されるというような理解でいいのか、ということろと、23ページの(5)には、その代理人と「手続上の代理人」というように併記されておりました、「手続上の代理人」というのは弁護士の代理業務そのものになるのではないかと、それがそのまま執行における引渡しの場面の代理人であることも十分にあり得るのではないかと思うところですが、考え方としてはこの「手続上の代理人」と「引渡しの場面における債権者の代わりに行く代理人」というのは分けて考えるべきという理解でよろしいのか、そして現場における出頭は改正民事執行法175条6項が資格要件も含めて幅広く弁護士だろうが身内の親族だろうが子どもに深く関わっていたことも含めてこの代理人が出頭することが子の利益の保護のために相当だと決定の中で許可される、というような理解でいいのか、小委員会の方ですべき質問であったかもしれませんが教えていただきたいと思ひます。

【成田幹事】そのあたりは法制審議会の民事執行法部会でも議論されたところで、「手続上の代理人」は弁護士であることが多いと思ひますが、それと出頭代理人はイコールではなく、やはり債権者が行けば子の引渡しを受けられるのと同等の関係が深い人を選ぶという形になりまして、そこは「手続上の代理人」、弁護士とは別物になりまして、執行裁判所の許可に係る話なのではないか、と思ひます。

【高橋委員長】他の方、いかがでしょうか。

【古賀委員】30ページ、7の(3)、債権者又はその代理人が改正民事執行法第175条第9項の規定による指示に従わないことその他の事情によ

り、執行官が円滑に引渡実施を行うことができないおそれがあるときは、引渡実施を終了する、という規定でございます。

ここの（説明）のところで、「円滑に引渡実施を行うことができないおそれ」は、抽象的なものでは足りず、具体的なものであることを要すると考えられる」とありますが、例えばどんな場合が想定されるのか、典型的な例などがございましたらお教えいただきたいと存じます。

【成田幹事】明示されている「債権者又はその代理人が指示に従わないとき」というのはまさにその例でございますが、あと考えられますのは、周囲が喧噪に及ぶ、といったような事態が考えられるのではないかと考えられます。

【古賀委員】ありがとうございました。その点につきまして、引渡実施が不能のような実態で終了せざるを得ないということになるべく回避したい、という立て付けだろうと思います。これが現場で執行官が最も思い悩む点でございます。ここが裏から執行が成功するか支えている規則であろうと思います。この観点で、若干感想めいたことで恐縮なのですが、今回の改正で子の引渡しの強制執行手続が一層精緻化され、執行官による役割が一層期待されるところとなったところでございます。しかし、子の引渡しの場面にとどまらず、同種の配慮が必要だと思われる執行手続は数多くあります。同じようなものとしては病人であるとか、身寄りのない独居高齢者であるとか、更には障害を持った方に対する執行であるとか、細やかな配慮が必要であり、その最も難しいものが今回の規則で制定されているのだらうと思います。これらの場合にも執行官による執行が円滑に行われることが求められます。権利の争訟の本案と執行の二元的構造から見ても執行官に期待される役割は大きいといえる一方、執行の場面特有の難しさがあるのだらうと思います。こうした事例を踏まえまして、執行が円滑に行われるような環境整備、今回の規則改正を契機に環境整備がなされて

いくことが重要だと思えます。債権者ももちろん円滑な執行に協力して執行の実現の助力を惜しむものではございませんが、手続の更なる進展という観点から、今後も引き続いて執行手続の充実の方策の検討をされることを望みたいと思えます。

【高橋委員長】他に御質問や御意見，いかがでしょうか。他に御質問や御意見がないようですので，第3については以上といたしたいと存じます。

引き続き，第6，国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直しに関する論点について，成田幹事から説明してください。

【成田幹事】37ページの第6，国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直しについて御説明いたします。改正ハーグ条約実施法において，間接強制の必要的前置の規律や，子と債務者の同時存在の規律が改められたことに対応して，現行のハーグ条約実施規則について必要な手直しをすることとしております。

本文1は執行裁判所に対する国際的な子の返還の強制執行の申立書の記載事項及び添付書類に関する規律の見直しの提案でございます。先ほど御説明しました第3の本文1と同様，現行のハーグ条約実施規則84条について，子の返還の代替執行を求めるときは，その理由を記載すること，間接強制を実施しても，債務者がこれに応じる見込みがあるとは認められないとき又は子の急迫の危険を防止するために直ちに代替執行をする必要があるときに該当することを理由として代替執行を求める場合の理由の記載に当たっては，具体的な事実を記載すること，間接強制の決定書の謄本及び確定証明書を添付しなければならない場合を，間接強制の決定が確定した日から2週間を経過したとき等に該当することを理由として代替執行を求める場合に限ることの各点について見直すことを提案しております。

本文2は，解放実施の申立書の記載事項及び添付書類に関する規律の見

直しでございます。第3の本文2と同様の趣旨から、現行のハーグ条約実施規則85条について、返還実施者の性別を記載事項から除くこととし、第三者の同意に代わる許可及び債権者の代理人が出頭した場合においても解放実施を行うことができる旨の決定があるときは、これらに関する事項を申立書に記載し、これらの許可や決定の謄本等の提出を求めることとするものです。

40ページの本文3及び本文4は、第3の本文3及び4と同様、ハーグ条約実施規則においても、第三者の同意に代わる許可の申立て及び債権者の代理人が出頭した場合においても解放実施を行うことができる旨の決定の申立ての方式等について規律を設けることを提案するものです。

41ページの本文5は、受訴裁判所等による協力の規律の見直しでございます。第3の本文5と同様、第一審裁判所である家庭裁判所のみならず、高等裁判所も協力することができることを明確にする趣旨で、広く事件が係属した裁判所であれば執行官に協力することができるものとしております。

同じく本文6でございますが、第3の本文6と同様、解放実施の場合についても、不能で終了した場合以外に、債務者等に対する終了の通知の規律を設けることを提案するものです。

42ページの本文7は、現行ハーグ条約実施規則89条の不能事由を改めることを提案するものです。引渡実施の場合と同様、子と債務者の同時存在が要件とされなくなったことから、(1)及び(2)については、債務者の文言を削除するなどしております。また、(3)につきましては、執行官の指示の対象者が、返還実施者のほか、債権者及び債権者の代理人が出頭した場合においても解放実施を行うことができる旨の決定がある場合の当該代理人が加えられたことから、これらの者が執行官の指示に従わないこと等の事情により、解放実施が円滑に行うことができないときに改めておりま

す。以上です。

【高橋委員長】ただいまの第6の説明について御質問・御意見等を承ります。特に項目は区切りませんので、第6全般について御質問・御意見をいただきます。

(発言なし)

【高橋委員長】御質問や御意見がないようでしたら、第6については以上といたしたいと存じます。

(松居幹事、宇田川幹事及び渡邊幹事は所用のため退席)

【高橋委員長】引き続き、第1、債務者財産の開示制度の実行性の向上に関する論点について、成田幹事から説明してください。

【成田幹事】第1は、債務者財産の開示制度の実効性の向上の論点に関する規律を提案するものです。

1 ページの本文1は、現行の財産開示制度に関するものです。今般の改正により、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく陳述すべき事項について陳述せず、又は虚偽の陳述をしたときの制裁が、30万円以下の過料から6月以下の懲役又は50万円以下の罰金という刑事罰に改められたことを受けて、財産開示期日において、開示義務者に宣誓させる際に、裁判長がすべき説明の内容について定めた民事執行規則185条1項を改めることとするものです。

続きまして、本文2から本文6までが、新たに設けられる第三者からの情報取得手続に関する民事執行規則の内容の御提案となります。

2 ページの本文2は、第三者からの情報取得手続の申立書の記載事項及び添付書類について定めるものです。

(1)は、申立書の記載事項に関するものです。このうち、イの申立ての理由につきましても、第三者からの情報取得手続の実施決定をするための要件、すなわち、民事執行法197条1項又は2項所定の要件や、登記所又

は市町村若しくは日本年金機構等からの情報の取得を求める場合には、申立ての日前3年以内に財産開示期日が実施されていること等を明らかにしていただくことを目的とするものです。

なお、申立ての理由の記載に当たっては、(4)において、執行裁判所が適切で迅速な審理を行うため、財産開示手続の申立書と同様、申立てを理由付ける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに証拠を記載しなければならないとする民事執行規則27条の2第2項を準用するものとしております。

ウにつきましては、登記所からの情報の取得を求めるときは、検索を求める土地等の所在地の範囲を記載事項とするものです。資料3ページに記載のとおりであります。全国を対象に債務者の有する土地等を検索するとした場合には、システムに対して大きな負担がかかることから、できる限り検索の範囲を限定していただきたいとのことでもあります。そこで、債権者が検索を求める土地等の所在地の範囲を記載事項とするものです。

(2)は、債務者の氏名の振り仮名、生年月日、性別その他の債務者の特定に資する事項について、できる限りの記載を求めるものです。第三者は、債権者と債務者の争いに巻き込まれるものであることから、情報の提供を命じられた第三者の負担の軽減を図る必要があると考えられます。また、第三者となる各機関からは、氏名や住所以外の情報が示されなければ債務者の検索に困難を来す場合があるとの指摘も受けております。他方、債権者においては、通常は、債務者の特定に資する事項を把握しているものと考えられます。もっとも、事情によっては、これらの事項を把握することができない場合もあり得ることから、債権者が把握している限りにおいて、これらの事項の記載を求めるものとしております。

なお、先ほどの第3及び第6の論点とは異なり、債務者の性別を記載してもらうこととしておりますのは、ただいま御説明したとおり、情報を検

索するに際し、性別の情報を必要的とする第三者がいるためであります。また、民事執行法17条により、民事執行事件の記録の閲覧は利害関係を有する者に限られていることから、債務者の性別の記載が不必要に開示されるということにはならないと考えられます。

(3)は、添付書類について定めるものです。改正民事執行法205条2項及び206条2項によれば、登記所又は市町村若しくは日本年金機構等からの情報の取得を求める場合には、原則として、財産開示期日における手続が実施された場合において、当該財産開示期日から3年以内に限り、申立てをすることができることとされていることから、申立ての日前3年以内に財産開示期日が実施されたことを証する書面の添付を求めるものです。

4ページの本文3は、第三者からの情報取得手続の申立てを認容する決定及び却下する決定を告知すべき者の範囲について提案するものでございます。民事執行の手続に関する裁判を告知すべき者の範囲は一般に民事執行規則2条に定められていますが、分かりやすさの観点から、同条の特則として、第三者からの情報取得手続の申立てについての裁判を告知すべき者の範囲を定めるものです。

(1)は、第三者からの情報取得手続の申立てを認容する決定は、申立人及び情報の提供をすべき旨を命じられた第三者に対して告知しなければならないものとしております。なお、改正民事執行法205条3項及び206条2項により、登記所又は市町村若しくは日本年金機構等からの情報の取得を求める場合は、申立てを認容する決定は、債務者に送達されることとなります。金融機関等からの情報の取得を求める場合については、申立てが認容された場合でも、財産の隠匿を防止するため、債務者には送達を要しないこととされており、同様の趣旨から告知もしないこととしております。

(2)は、第三者からの情報取得手続の申立てを却下する決定は、申立人に

のみ告知すれば足りるものとしております。

5 ページの本文 4 は、情報の提供を命じられた第三者が提供すべき情報について提案するものでございます。

各機関が提供すべき情報について簡単に御説明しますと、登記所については、債務者が所有する土地等の存否と、その土地等が存在するときは、その土地等を特定するに足りる事項としております。具体的には、土地であれば所在や地番、建物であれば所在や家屋番号といった事項を想定しております。

市町村及び日本年金機構等につきましては、給与等の支払者の存否と、その者が存在するときは、その者の氏名又は名称及び住所としております。

銀行等につきましては、預貯金債権の存否と、その預貯金債権が存在するときは、その預貯金債権を取り扱う店舗並びにその預貯金債権の種別、口座番号及び額としております。預貯金債権の差押えの実務においては、取扱店舗を特定した上で、順位付けをした概括的な表記による特定が許容されているところではありますが、債権者としては、実効的に請求債権を回収するためには、具体的に存在する預貯金債権に関する情報を参考にした上で差押命令を申し立てる必要があると考えられるところから、これらを提供すべき事項としております。

振替機関等につきましては、振替社債等の存否と、その振替社債等が存在するときは、その振替社債等の銘柄及び額又は数としております。

8 ページの本文 5 は、情報の提供を命じられた第三者による情報の提供の方法等について提案するものです。

(1)は、情報の提供を命じられた第三者が、執行裁判所に情報の提供をするときは、同時に、回答書の写しを提出しなければならないとするものです。改正民事執行法 208 条によれば、情報の提供を命じられた第三者

は、執行裁判所に対し、情報の提供を、書面でしなければならず、その提供を受けた執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、回答書の写しを債権者に対して送付するものとされており、回答書の写しを誰が作成すべきかについては、改正民事執行法の定めるところではありませんが、債権執行の実務においては、第三債務者に陳述書を2通作成してもらい、1通は執行裁判所に送付し、残りの1通は差押債権者に直接送付するという取扱いが問題なくされていることから、これと同様に、第三者に回答書の写しの作成の協力を求めてもそれほどの負担になることはないと考えられます。そこで、第三者が情報の提供をする場合には、回答書及びその写しを提出させることとするものです。

(1)のただし書部分及び(2)は回答書の写しの直送について定めるものです。

先ほど述べたとおり、債権執行の実務において債権者に対する陳述書の送付の取扱いが問題なくされていることから、債権者（申立人）に円滑に情報を提供するためには、第三者に対し、回答書の写しの作成に加えて、回答書の写しを申立人へ直送することについて協力を求めることが有益であると考えられます。そして、このような協力が得られる場合には、回答書の写しを執行裁判所に提出する必要はないことから、(1)のただし書において、その旨を規律するものです。

また、回答書の写しが第三者から申立人に発送され、到達したときは、執行裁判所から改めて申立人に当該書面を送付することは要しないと考えられることから、そのような場合には、(2)において、同趣旨の規定である民事訴訟規則47条3項の規定を準用することとしております。

9ページの本文6は、第三者からの情報取得手続の申立ての取下げ等の通知等について、債権執行に関する民事執行規則136条と同趣旨の提案をするものです。

(1)は、第三者からの情報取得手続の申立てが取り下げられたときは、その申立てを認容する決定の送達を受けた債務者及び同決定の告知を受けた第三者に対して通知しなければならないこととしております。当然のことながら、これらの者に送達や告知がされる前に取り下げられた場合には、通知も要しないこととなります。

(2)は、執行停止の文書が提出されたときは、申立人及び申立てを認容する決定の告知を受けた第三者に通知することとしております。

(3)は、第三者からの情報取得手続の申立てを認容する決定を取り消す旨の決定がされたときは、当該取消しの決定を、申立人、当該認容の決定の送達を受けた債務者及び当該認容の決定の告知を受けた第三者に対して告知しなければならないこととしております。以上です。

【高橋委員長】第1について説明を受けましたが、御質問・御意見等を承ります。特に項目は区切りませんので、第1全般について御質問・御意見をいただければと存じます。

【古賀委員】1ページの第1「1 開示義務者に宣誓をさせる際の説明」について確認をさせてください。不出頭、陳述拒否、そして虚偽陳述に刑罰の制裁が加わるという見直しをするわけですが、規則ではここに宣誓をさせる際に裁判長がすべき説明が記載されています。このうち虚偽陳述については正当な理由というのは想定できない、という理解が示されていると思うのですが、この場合陳述すべき事項について陳述しない場合は正当な理由が考慮されて、虚偽陳述であれば考慮しないということは何か説明するのでしょうか。具体的には、陳述をしなかったり虚偽の陳述をすれば刑罰の制裁がありますと概括的な説明になるのだらうと思いますけど、正当な理由が考慮される、されないの違いがあるものですから、そこをどのように説明することになるのかについて、もし分かればお願いしたいと思います。

【成田幹事】 そのあたりは、個々の執行裁判所が決めていくことになるのかと思われます。多くの場合はそこまで説明しないことになるのだと思われます。

【高橋委員長】 何か御要望でもおありですか。

【古賀委員】 いえ、この部分は過料の制裁である旧法のときから解説書などでも明確に書いておらず、今回、法務省の解説などを見ると虚偽陳述は正当な理由を想定できないということが明確に書いてあるわけですから、ここの説明に違いがあるのか、おそらくそれを明確に宣誓させる際に説明することは現実的ではないと思いますが、違いがあると明確になったことと、それを実務にどう落とし込んでいくか疑問に思った次第であります。

【高橋委員長】 他の点、いかがでしょうか。

【今井委員】 第三者からの情報提供が今回の改正で初めて導入され、債権回収なり債権者の執行の実効性の向上に大きく寄与したということにつきましては、弁護士会としても大変ありがたく評価させていただいているところであります。現実問題の話で、費用の点は特に触れてはいないのですが、もしお分かりであれば、銀行から情報提供は、御存じのとおり弁護士法23条の2に基づく照会、我々は23条照会と呼んでいるのですが、現在メガバンクを中心にして銀行からの残高情報が得られているという現実がございます。現状は限られた銀行だと聞いているのですが、メガバンクの中でも費用が3000円なり2000円なりが必要だというような取扱いをしている銀行、特に費用を出さなくても情報を出してくれる銀行もあるという現実がありますので、銀行からの預金情報については、23条照会との関係で、内部で議論をさせていただいた次第でございますが、そのなかで今回、メガバンクだけではなくてあらゆる銀行、更には信用金庫その他の金融機関まで広がっておりますので、大変な時期であることは存じ上げておりますが、執行のための情報収集のための費用ですし、

できる限り小さい方がいいわけですので、とはいえ銀行等はそのための手間暇が当然あるわけですから、現状、どのような費用になりそうなのか、という確認の質問が一つと、もう一つは可能な限り、これから全銀協さんを中心として交渉していただくのであれば、より申立てしやすいできる限り小さな費用で対応していただきたいと、そのために必要であれば弁護士会も骨を折ることはやぶさかではございませんので、そういうことができればと思っております。以上、確認と要望になります。

【成田幹事】費用の点につきましては、第7のところでお説明しようと思っていたところですが、御質問がありましたので、ここで御説明したいと思います。今般の法改正に伴い、民事訴訟費用等に関する法律も改正されており、その28条の3で、金融機関等からの情報取得手続について、情報を提供した者は、報酬等を請求することができるとされており、具体的な額については最高裁判所が定めることとされております。そこで、「民事訴訟費用等に関する規則」について、その具体的な額を定める必要があります。その額については全国銀行協会との協議も踏まえまして2000円とすることを考えております。

金額の根拠について御説明いたしたいと思っております。報酬等の額を定めるに当たりましては、全国銀行協会から、金融機関において発生する事務負担に見合う適正な手数料を設定いただきたいと要望されており、金融機関が預金者等からの各種照会に対する手数料を徴求していることに配慮いただきたいとのことでもございました。そこで、類似の事務に係る手数料についてみると、先ほど今井委員から御紹介のあった①弁護士法23条の2に基づくいわゆる弁護士会照会において、都市銀行の中には1照会当たり2000円の手数を徴求しているところがあり、また、②残高証明書の発行について、いわゆる主要3行は、自行が定める書式外の書式によるもの、第三者からの情報取得の手続はこれに近いと考えられます、につい

て、2行が2000円、1行が1500円（いずれも税抜き）の手数料を徴求しており、その1行も近く2000円への値上げを予定していることに照らし、2000円が相当であると判断したもので、同協会からも2000円であれば差し支えないとの回答を得ているところでございます。

手数料が下がれば申立てがしやすくなるという今井委員の御指摘はごもつともかなと思うのですが、全国銀行協会とも相談するなどした結果、このような提案となったことは御理解いただきたいと存じます。

【今井委員】よく分かりました。ありがとうございます。

【高橋委員長】他にいかがでしょうか。他に御質問や御意見がないようですので、第1については以上といたします。

（休憩）

【高橋委員長】それでは、審議を再開いたします。ここで、中村委員が到着されましたので、一言自己紹介をお願いします。

（中村委員）自己紹介（省略）

【高橋委員長】ありがとうございました。では、第2に移ります。不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策に関する論点について、成田幹事から説明してください。

【成田幹事】第2は、不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策に関する規律の提案でございます。御承知のとおり、今般、改正民事執行法に、最高価買受申出人が暴力団員等である場合に売却不許可とするなどの規律が新たに設けられますことから、これに対応して、民事執行規則についても必要な規律を設けようとするものでございます。まず、11ページの本文1でございますが、買受申出人がすべき暴力団員等に該当しないことの陳述の方式等に関する規律の提案でございます。

具体的には、まず、(1)において、買受申出人が提出すべき書類について定めることとしております。

アが暴力団員等に当たらない旨の陳述書ということになりますが、(ア)から(ウ)までにおいて、買受申出人の氏名又は名称及び住所並びに買受申出人が個人であるときは、氏名の振り仮名、生年月日及び性別、買受申出人が法人であるときは、その役員の氏名及びその振り仮名、住所、生年月日並びに性別を記載事項とすることとしております。これらの事項は、買受申出人やその役員を特定する事項であるとともに、警察への調査の囑託に際して必要な事項が、氏名、振り仮名、生年月日及び性別であると伺っておりますことから、記載を求めることとするものでございます。他方、買受申出人が法人であるときに、その役員についてこれらの事項の記載を求めるのは、改正民事執行法上、最高価買受申出人が法人であるときは、その役員について暴力団員等に当たるかどうかの問題となるためでございます。

また、改正民事執行法上、執行裁判所が、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者があると認める場合には、当該買受けの申出をさせた者、法人である場合にはその役員が、暴力団員等に該当するか否かが問題となります。そのため、(エ)及び(オ)において、自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者がある場合には、その者、法人であるときはその役員の氏名等の記載を求めることとしております。

この場合も、先ほどの第3及び第6の論点とは異なり、買受申出人の性別を記載してもらうこととしておりますのは、ただいま御説明したとおり、警察への調査囑託に際し、性別の情報が必要的となるためであります。また、民事執行法17条により、民事執行事件の記録の閲覧は利害関係を有する者に限られておりますことから、買受申出人の性別の記載が不必要に

開示されるということにはならないと考えられます。

そして、(カ)は、改正民事執行法第65条の2において、買受申出人は、自分自身及び自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者、これらの者が法人であるときは、その役員が暴力団員等に該当しないことを陳述することとされていますことから、陳述書にその旨を記載することとするものでございます。

イ及びウは、買受申出人又は自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者が個人であるときには、住民票の写しその他その氏名、住所、生年月日及び性別を証するに足りる文書の提出を求めるものでございます。警察への調査の囑託に当たっては、これらの者を特定する事項の正確性を確認する必要があると思われることから、住民票の写し等の提出を求めることとするものでございます。

なお、15ページの「注」に記載しておりますが、買受申出人又は自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が法人であるときは、その役員について、住民票の写し等の提出は求めないこととしております。これは、法制審議会民事執行法部会においても議論されたところでありませんが、法人の役員全員について住民票の写し等の提出を求めなければならぬとすると、法人の買受申出人の負担が著しく増大し、ひいては法人の買受け申出を阻害しかねないと考えられる一方、法人の代表者が役員に暴力団員等が含まれていることを隠蔽するために、故意に役員を特定する事項について虚偽の事実を記載するときには、買受けの申出の際に、当該法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者がいないとの虚偽の陳述も同時に行われると思われれます。そうしますと、虚偽陳述に対する制裁が機能することによって、役員を特定する事項についての真実性が担保され得ると考えられることによるものでございます。

次に、改正民事執行法68条の4第1項ただし書によれば、最高価買受

申出人が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合には、警察への調査の嘱託を要しないものとされており。

そして、後記本文3のとおり、最高裁判所規則としては、最高価買受申出人が、最高裁判所が指定する許認可等を受けて事業を行っている者である場合とすることとし、その指定許認可等については、当該許認可等を受けようとする者、法人である場合にあってはその役員が暴力団員等に該当しないことが法令において許認可等の要件とされているもののうち、最高裁判所の定めるものとするとしております。

そこで、(2)のアにおいて、買受申出人が、当該指定許認可等を受けて事業を行っている者に該当するときは、その者が当該指定許認可等を受けていることを証する文書の写しの提出を求めることとしております。そして、買受申出人からそのような文書が提出され、その者が最高価買受申出人になった場合には、警察への調査の嘱託を要しないこととなります。仮にこのような文書が提出されなかった場合には、警察への調査の嘱託をするだけでありますから、提出を義務付けるまでの必要はなく、あくまで任意に提出を求めることとしております。

また、改正民事執行法68条の4第2項ただし書によれば、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者、法人であるときはその役員についても、暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合には、警察への調査の嘱託を要しないものとされていることから、(2)のイにおいて、その者が最高裁判所の指定する許認可等を受けて事業を行っている者に該当するときは、その者が当該指定許認可等を受けていることを証する文書の写しの提出を求めることとするものです。

15ページの本文2ですが、裁判所書記官による期日入札又は期間入札

における売却決定期日の指定について、それぞれ入札期日又は開札期日からの期間を現行の規律より伸ばすこととするものです。

現行の民事執行規則 35 条 2 項及び 46 条 2 項によれば、期日入札又は期間入札における売却決定期日は、やむを得ない事由がある場合を除き、それぞれ入札期日又は開札期日からいずれも 1 週間以内の日を指定しなければならないとされております。

しかしながら、改正民事執行法 68 条の 4 の規定による警察への調査の囑託は、これらの入札期日又は開札期日から売却決定期日までの間にする必要がありますところ、1 週間では、売却決定期日までに警察からの回答が得られないおそれがありますことから、囑託の手續に要する期間を考慮し、売却決定期日は、やむを得ない事由がある場合を除き、それぞれ入札期日又は開札期日から 3 週間以内の日を指定しなければならないこととするものでございます。

16 ページの本文 3 は、改正民事執行法 68 条の 4 第 1 項ただし書及び 2 項ただし書の委任に基づいて、最高価買受申出人等に関する警察への調査の囑託を要しない場合を定めるものであります。

法令の規定により許認可等を受けて事業を営んでいる者については、当該法令において、その者、法人であるときはその役員が暴力団員等でないことを当該許認可等の基準として定めている場合がございます。そのような許認可等を受けて事業を営んでいる者については、その者やその法人の役員が暴力団員等でないことが担保されていると考えられます。

そこで、最高価買受申出人が当該許認可等を受けて事業を営んでいる者である場合には、その者について改めて警察に調査を囑託する必要はないと考えられます。本文(1)はこの趣旨を定めることとするものです。また、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者についても同様でありますことから、本文(2)においてその旨を定めることとして

おります。

もつとも、どのような許認可等であればこれに当たるかにつきましては具体的には、行政庁が許認可等をする際の運用の実情等を踏まえた機動的な指定が必要であると考えられることから、本文(3)において、最高裁判所が指定することとするものであります。法制審議会民事執行法部会における議論を前提とすれば、少なくとも、宅地建物取引業の免許はこれに当たると考えられます。

本文(4)は、本文(3)により、警察への調査の嘱託が不要な許認可等が指定された場合には、これを周知する必要がありますことから、最高裁判所長官は、これを官報で告示することとするものです。

【高橋委員長】ただいまの説明について御質問・御意見等を頂戴したいと思います。特に項目は区切りませんので、第2全般について御質問・御意見をいただきたいと思います。

(発言なし)

【高橋委員長】暴力団が不動産を買い受けるということが起きないようにするための規律であります。御質問や御意見がないようでしたら、第2については以上といたしたいと存じます。

引き続き、第4、債権執行事件の終了をめぐる規律の見直しに関する論点について、成田幹事から説明してください。

【成田幹事】第4は、債権執行事件の終了をめぐる規律の見直しに関する民事執行規則の規律の内容の提案でございます。改正民事執行法では、債権執行事件につき、取立権の発生から2年を経過したときには、差押債権者は、第三債務者から支払を受けていない旨の届出をしなければならないこととされ、取立権の発生から2年を経過した後、4週間以内に取立届や支払を受けていない旨の届出を提出しないときは、執行裁判所は、差押命

令を取り消すことができるものとされました。第4は、この規律に対応する民事執行規則の規律の内容を提案するものでございます。

33ページの本文1は、差押債権者が第三債務者から支払を受けていない旨の届出の方式の規律について提案するものでございます。取立届に関する民事執行規則137条の内容を参考にしております。

なお、(2)の第三者からの支払を受けていない旨の理由の記載についてですが、執行裁判所及び差押債権者の事件管理に資する観点から記載を求めるものであります。法律上は、特に一定の理由がなければ支払を受けていない旨の届出として認められないとはされておりませんので、あくまで任意的な記載事項として、差押債権者の協力を求める趣旨でございます。この記載を欠くからといって、支払を受けていない旨の届出として無効とはならないと考えております。

34ページの本文2は、執行裁判所が、支払を受けていない旨の届出が提出されていないことを理由に差押命令を取り消すに当たっては、裁判所書記官があらかじめ差押債権者に対して通知をすべき旨を規律することを提案するものでございます。

法制審議会民事執行法部会においては、差押債権者が、取立届や支払を受けていない旨の届出を失念していることもあり得ると考えられることからすると、裁判所書記官が、事前に、注意喚起の趣旨で、これらの届出の提出を促すことが考えられるといった議論がされたところです。そこで、執行裁判所が差押命令を取り消すに当たっては、裁判所書記官が、あらかじめ、差押債権者に対し、取立届又は支払を受けていない旨の届出をしないときは、差押命令が取り消されることとなる旨を通知することとするものです。

【高橋委員長】ただいまの説明について御質問・御意見等を承ります。

(発言なし)

【高橋委員長】ここは、細かいところではございますが、技術的なこともございますし、特に御質問や御意見がないようですので、第4については以上といたしたいと存じます。

引き続き、第5、差押禁止債権をめぐる規律の見直しに関する論点について、成田幹事から説明してください。

【成田幹事】35ページの第5は、差押禁止債権をめぐる規律の見直しに関する民事執行規則の規律の内容の提案であります。

改正民事執行法においては、裁判所書記官は、差押命令を送達するにあたり、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、差押禁止債権の範囲変更の申立てができる旨その他最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならないとされております。そこで、本文1において、これら最高裁判所規則に委任された事項について定めることを提案しております。

具体的には、(1)において、教示は書面でしなければならないものとし、(2)において、教示内容として、差押禁止債権の範囲変更の申立ての手續の内容とすることを提案しております。特に教示内容につきましては、法制審議会民事執行法部会において、様々な御意見をいただいたところではございますが、規則において、詳細な教示事項を一つ一つ挙げるという定め方をすることもあまりないかと思われまことから、少額訴訟手續に関する民事訴訟規則222条1項の規律を参考に、「手續の内容」とし、具体的な教示につきましては、運用に委ねていただきたいと考えているところでございます。

36ページの本文2は、債権執行事件における配当期日等の指定について、民事執行規則145条において準用される59条2項の規律を改めることを提案するものでございます。

民事執行規則145条において準用される59条2項によれば、債権執

行事件における配当期日等は、特別の事情がある場合を除き、配当等を実施すべきこととなった日から1月以内の日としなければならないこととされております。しかしながら、改正民事執行法166条3項において、差し押さえられた債権が給与等の債権である場合には、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過するまでは、配当等を実施してはならないとされたことから、場合によっては、配当期日等が、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過する前の日に指定されることもあり得ることとなります。そこで、確実に配当期日等が債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過した後に指定されるように、(1)のように規律を見直すことを提案しております。

もっとも、差押債権者の請求債権に扶養義務等に係る金銭債権が含まれる場合には、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過する前であっても配当等を実施することは可能とされておりますことから、(2)において、このような場合には、(1)の規律を適用しないこととしております。以上です。

【高橋委員長】ただいまの説明について御質問・御意見等を承ります。

(発言なし)

【高橋委員長】御質問や御意見がないようでしたら、第5については以上といたします。

最後に、第7、その他でございますが、成田幹事から説明してください。

【成田幹事】第7は、今般の法改正に伴い、対応が必要となる最高裁規則について、必要な規定を整備することとするものでございます。先ほど、民事訴訟費用等に関する規則について御説明したところでございますが、それと併せて、当事者の金銭的な負担に関わるところであります、執行官

の手数料について御説明をしておきたい、そしてまた御意見を伺わせていただければと思います。

執行官の手数料は、執行官の手数料及び費用に関する規則、以下「規則」と申しますけれども、そちらによって規定されております。これまでも、消費者物価等の経済情勢の変動ですとか執行官の事務処理の実態等を考慮して、手数料の見直しがされておりますところ、以下に述べるような事情から、今般の民事執行規則の改正と併せて、見直しを行うことが相当であると考えております。

まず一つ目は、改正民事執行法において、国内の子の引渡しの強制執行に関する規定が整備され、その事務に関する手数料を定める必要が生じたということでございます。

それから、消費者物価等の経済情勢の変動を考慮した改正が、平成2年11月を最後に行われておりませんで、この改正から既に30年が経過していたという事情がございます。

それと近年、当事者の権利意識の高まり等の事情によって事務の困難性が増し、執行官の負担が過大になっている事件が見受けられるところでございます。こういった事情を踏まえまして、改正の内容を提案させていただいているところでございます。

一つは、国内の子の引渡しの強制執行でございまして、現行法におきましては明文の規定がないのでありますから、規則に個別の定めが置かれておらず、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく解放実施に類似する事務として、解放実施と同額の手数料を受ける運用がされていたところでございます。今般の改正民事執行法により国内の子の引渡しの強制執行に関する規律が設けられたことから、これに対応する形で手数料の定めを置く必要があると思われれます。手数料の額については、事務の内容が解放実施のそれとほぼ同じでありますから、実施

手数料・不能手数料のいずれも解放実施の手数料と同じとし、中止の場合ですとか、長時間の執務による加算ですとか、休日等の執務による加算についても、他の執務と同様とすることを考えておるところでございます。

それから、手数料の額につきましては、執行官法9条1項により事務の内容、当事者の受ける利益、物価の状況、一般賃金事情その他一切の事情を考慮して定めるべきとされているところでございますが、消費者物価等の経済情勢の変動を考慮した直近の改正が平成2年でございますが、そこと比較しますと、平成30年の消費者物価は約10%上がっている、それから、国家公務員の平均給与を見ますと約30%上がっている、また労働者賃金は約20%上昇しているという状況でございます。そこで、手数料の額を一番固いところの10%増額とすることとさせていただきたく存じます。ただし、手数料の定め方が他と異なる文書の送達の手数料、売却実施の手数料等は据え置くことを考えております。

また、近年、執行官の負担が過大になっている事件が見受けられる点につきましては、典型的には、強制執行に協力的でない債務者等と対峙することとなる事案でございますが、執行の現場で強い抵抗を受け、それに対応しながら事務を遂行せざるを得ないものがございます。そこで、これらの事務の手数料につきましては、最高裁判所が加算の事由及び額を定めることができる旨の規定を新設することを考えておるところでございます。どのような事情がある場合にどの程度加算するのが相当であるかにつきましては、執行官の事務処理の実情を踏まえてある程度機動的に対応することが必要でありますことから、現況調査の手数料の加算の仕組みと同様に、具体的な加算の事由ですとか額の定め方を下位規範に委任することができないかという方向で検討しておるところでございます。説明としては以上です。

【高橋委員長】ただいまの説明について御質問・御意見等を承ります。

【山本（和）委員】執行官の手数料についてですけれども、法制審議会においてもたびたび議論されているところではありますが、子の引渡しの強制執行についての執行官の役割はすごく重要であると委員・幹事からたびたび指摘されているように記憶しております。法律の中でも執行官について子の心身に有害な影響を与えないように配慮する義務が課されており、それを果たすためには事前の準備ですとか執行現場における様々な配慮等が必要である、場合によってはそのようなことのために執行官に対して一定の研修を行う必要があるというようなことも指摘されたように記憶しております。そういう観点から見ると、やはり執行官にそのような大きな期待、業務の要請があることに見合った報酬にしていく必要があると認識しております。これは、ハーグ実施法が制定された時の最高裁判所の規則に関する諮問会議でも指摘されたところと記憶しているところでございますが、現行そして今回の改定が提案されている原則2万5000円ですとか2万8000円というものが果たしてそのようなものに見合う適正なものであるのかということは考えていかなければいけないところなのかなと思っております。ただ、それに加えて、子の引渡しのみならず、それ以外の執行についても、現在執行官を取り巻く状況というのはかなり大きく変わっていて、特に不動産競売事件の減少、それに伴う売却事件あるいは売却価格が低落しているようなこともあり、現在の手数料制の公務員制度という、執行官制度の基本を揺るがしかねないような状況が現出しているのではないかと、というのが私の認識であります。そういう点からすれば、執行官報酬のあり方というものは抜本的に考える必要があると思っておりますので、今回の改定は、個人的には、率直に言えば遅きに失した面があるというふうには思いますし、将来的には抜本的な観点から見直す必要があるのではないかと認識しておりますが、一つの前進であることは間違いありませんし、先ほどの個別の事情を考慮した加算ということも考え

ていくとお話がございます、是非その点を柔軟に考えていっていただきたいと考える次第であります。全体としては今回の改定には賛成したいと思っておりますが、将来的には抜本的な見直しについても御検討いただければと希望したいと思えます。

【高橋委員長】ただいまの山本委員の御発言への補足でも結構ですし、なにか御意見いかがでしょうか。

【今井委員】今の山本先生の御意見に全面的に賛成ですし、全くそのとおりだなと思っております。弁護士として執行の債権者代理人として執行官に直接依頼する立場でありまして、そういう経験からしますと、表現はともかく、遅きに失したという、長年改定がなかったこと自体、今の執行官の非常なリスクな現場をやっていただいている上でこの手数料というのは見直すべきであるし、先生の言葉をお借りすれば、将来的には抜本的な見直しを是非していただきたい。そういう志であれば、三つの要因がありますけれども、1割程度で妥当かについてもできたら前向きに検討していただきたいのが率直な感想でございます。私に限らず弁護士のユーザーとしての一致したところではないかと考えております。以上です。よろしく願いいたします。

【古賀委員】結論的には全く同趣旨で賛成でございます。冒頭で執行官の執行の手のあり方について意見を述べさせていただきましたが、まさに今ご指摘のテーマと共通するものでございます。20年前30年前の執行が単純であったとは申しませんが、昨今やはり執行、不動産の明渡しそれから子の引渡しについて執行の手続が非常に複雑化していると思わざるを得ません。冒頭の事例のように、執行対象債務者が病人であった時に、そのまま執行手続をしてよいとなると、場合によっては過酷執行のような状況が生まれかねない。これに対する対応を緻密に行うとなるとやはり基本、法の力を借りてというのがやはり重要なところであると考えてお

ります。この点も、一義的には執行官が負う部分であります。我々申立代理人は行政福祉課との接点、つなぎ目になるわけでありましてけれども、この手間、配慮、質の高さ、配慮しなければいけないというセンシティブな要素、これを考えますと、大変なある意味緊張を強いる部分があります。これをしっかりと手数料に反映させてあげることでもって執行の円滑さ、あるべき執行の手続きにつながっていくと思いますので、そのあたりの御配慮を是非ともお願いしたい。

【山本（克）幹事】改正の内容等については特に異論はなく、お三方おっしゃったとおりで、表現の問題についての質問になります。先ほどの説明で「権利意識の高まり等による」というところがやや違和感を感じるところで、権利意識が高まっているので執行困難事案が増える、という因果関係が必ずしもはっきりしないし、こういう説明をされると、国民の権利を守る裁判所が権利意識の向上に対してネガティブなお考えを持っておられるかのようにも受け取られかねないので、この表現がやや違和感を感じるということで、感想を申し上げました。

【高橋委員長】貴重な御意見を伺いました。他に御質問や御意見がないようでしたら、第7については以上といたしたいと存じます。

以上で、要綱案についての審議は一通り終了しました。では、最後に、要綱案全般につきまして、改めて御意見や御質問等がありましたら、この場で伺いたいと存じます。

（発言なし）

【高橋委員長】それでは、諮問事項について一通り御意見をいただいたということにさせていただきます。そこで、これまでの御審議を踏まえ、この要綱案を要綱として、民事執行規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則を制定することに御賛同をいただける

かということですが、御賛同をいただける、ということによろしいでしょうか。

(異議なしとの声)

【高橋委員長】 どうもありがとうございました。それでは、最高裁判所におかれましては、ただいま採択されたこの要綱に基づき、速やかに規則を制定していただくようお願いいたします。

最後になりますが、内容にわたらない範囲における、法制上の観点等から字句の修正が必要な場合がございます。このような字句の修正については私と事務局に御一任いただきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

(異議なしとの声)

ありがとうございました。最後に、門田委員から皆様に挨拶をどうぞ。

【門田委員】 本日は、長時間にわたり、熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。事務方を代表しまして、委員・幹事の皆様に厚く御礼申し上げます。

本日御採択いただいた民事執行規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の改正に関する要綱は、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律を運用するために必要な具体的な手続等を規定するものでありまして、これからの実務を形作る極めて重要な規則となるものです。その意味で、当委員会において要綱を採択していただいたことは、誠に意義深いことと考えております。

事務局といたしましては、先ほど委員長から御発言がございましたとおり、この要綱に基づいて速やかに規則案を完成させまして、裁判官会議に建議して早期制定を図りたいと考えております。委員、幹事の皆様におか

れましては、今後も、民事執行法等の円滑な施行や実務のより一層の充実のため、引き続き御助言等をいただけますと幸いに存じます。

最後になりましたが、高橋委員長におかれましては、円滑な審議のため御尽力をいただき、誠にありがとうございました。

【高橋委員長】要領を得ない司会運営でございましたが、皆様方の御協力を賜りまして、時間より少し早めに終了いたしました。今門田局長のお話にもありましたように、この規則は裁判所内部のものだけではなく、実社会に大きく影響を与える重要な規則になると、本日の審議を通じましてまた新たに肝に命じるところであります。御審議いただきありがとうございました。

それでは、本日の委員会はこれで終了することといたします。熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。